

最低制限価格について

建設工事等を取り巻く環境が極めて厳しい状況の中、ダンピング受注による、不適切工事、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底及び公共工事の品質の確保に支障を生じることを防止するため、また、適正価格での契約を推進するため、最低制限価格制度を導入します。

1) 対象とする入札

設計金額（税込み）が50万円以上で、競争入札に付す建設工事です。

設計金額（税込み）が50万円以上で、競争入札に付す建設コンサルタント等の業務です。

（特別な事情があるときは、最低制限価格を設定しないことができる。）

2) 最低制限価格が設定された入札の周知の方法

指名競争入札・・・・・・・・・・入札通知書に記載

事後審査型一般競争入札・・・・・・・・入札の公告に記載

3) 導入の時期

平成21年10月1日以降の入札の指名の通知又は入札の公告に係るものから適用します。

（「地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業」に導入している最低制限価格も本制度を同時期から適用します。）

4) 落札者又は落札候補者

予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者の内、最低の価格者を落札者又は落札候補者とします。

最低制限価格を下回った者（以下「失格者」という。）は、落札者又は落札候補者となりません。

失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できません。

5) 最低制限価格の算定方法

《建設工事》

最低制限価格は、入札書比較価格の算出の基礎となった次の から
の方法により算定した額（1円未満切捨て）の合計額です。
（最低制限価格は入札書と比較するため、消費税抜きで計算します。）

直接工事費の額に 100 分の 95 を乗じて得た額
共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額
現場管理費の額に 100 分の 70 を乗じて得た額
一般管理費の額に 100 分の 30 を乗じて得た額

上記により算定された価格が、入札書比較価格の 100 分の 90 を超えるときは 100 分の 90 の額とし、100 分の 70 に満たないときは 100 分の 70 の額となります。

上記の規定にかかわらず、特別なものについては、入札書比較価格に 100 分の 90 を乗じて得た額から 100 分の 70 を乗じて得た額までの範囲内の額とすることができます。

《建設コンサルタント等の業務》

最低制限価格は、入札書比較価格の算出の基礎となった次ぎの から
の方法により算定した額（1円未満切捨て）の合計額です。
（最低制限価格は入札書と比較するため、消費税抜きで計算します。）

諸経費の額に 100 分の 30 を乗じて得た額
技術経費の額に 100 分の 30 を乗じて得た額
及び 以外のものは 100 分の 100 を乗じて得た額

上記により算定された価格が、入札書比較価格の 100 分の 70 を超えるときは 100 分の 70 の額とし、100 分の 60 に満たないときは 100 分の 60 の額となります。

上記の規定にかかわらず、特別なものについては、入札書比較価格に 100 分の 70 を乗じて得た額から 100 分の 60 を乗じて得た額までの範囲内の額とすることができます。

入札書比較価格：予定価格に 105 分の 100 を乗じて得た額